

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日とする)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則(総務課)  
職員員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(職員課)
- ◇告 示 輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例に規定する不均一課税適用申請書の様式(税務課)
- ◇人委規則 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(職員課)

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則
  - 一 鳥取県公文書開示審査会の名称変更に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
  - 二 一 この規則は、公布の日から施行することとした。
  - 二 鳥取県行政組織規則について所要の改正を行うこととした。
- ◇職員員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

- 一 退職手当の支給の一時差止通知及び説明書の様式を定めることとした。(新第二十五条、新様式第二十三号、新様式第二十四号関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十七号

鳥取県公文書開示審査会規則の一部を改正する規則

鳥取県公文書開示審査会規則(昭和六十三年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県公文書公開審議会規則

第一条中「鳥取県公文書開示審査会」を「鳥取県公文書公開審議会」に、「審査会」を「審議会」に改める。

第二条から第五条までの規定中「審査会」を「審議会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

2 鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表中

鳥取県公文書開示審査会	鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号)第十二条の規定による公文書の開示請求に対する決定に係る不服申立てについての調査審議に関する事務
-------------	---

を

鳥取県公文書公開審議会	鳥取県公文書公開条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第二号)第十三条第一項の規定による情報の開示範囲及び同条例の施行に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに公文書の開示請求に対する決定に係る不服申立てについての審議に関する事務
-------------	--

に改める。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十八号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和五十一年三月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第十七条の第二項」を「第十七条の第三項」に、「様式第二十三号」を「様式第二十五号」に改め、同条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

(退職手当の支給の一時差止通知及び説明書)

第二十五条 条例第十七条の二第七項の規定による通知は、様式第二十三号による退職手当支給一時差止処分書によつて行わなければならない。

2 条例第十七条の二第七項に規定する説明書は、様式第二十四号によるものとする。

様式第二十三号中「(第二十五条関係)」を「(第二十四条関係)」に、「様」を「様」に、「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に、「第17条の2第1項第1号」を「第17条の3第1項第1号」に改め、同様式の備考中「又は地方公務員法第49条の2」及び「(第二十五条関係)」を削り、同様式を様式第二十五号とし、様式第二十二号の次に次の二様式を加える。

様式第二十三号 (第二十五条関係)

退職手当支給一時差止処分書

年 月 日

様

任命権者 職 氏 名 印

職員の退職手当に関する条例第17条の2第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の支給を一時差止める。

備考

この処分に不服がある場合は、この処分書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に、地方自治法第206条の規定により、知事に対して不服申立てをすることができま  
す。また、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間が経過した後にお  
いては、この処分後の事情の変化を理由に、任命権者に対してこの処分の取消しを申し  
立てることができます。

様式第二十四号 (第二十五条関係)

(表面)

処分説明書

(一時差止処分を受ける者)

(採用年月日) 年 月 日 (勤続期間) 年 月

(退職年月日) 年 月 日 年 月

(退職時の所属) (退職時の職名) (退職時の給料月額) 円

(退職時の職名) (退職時の給料月額) 円

(一時差止処分の理由) ( ) 職 級 号給

(思料される犯罪に係る罰条: )

(処分発令年月日) 年 月 日

- (一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差止められている一般の退職手当等が支給される。
- 1 この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- 2 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく退職の日から起算して1年を経過した場合 (ただし、被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)
- 3 任命権者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなつたと認める場合

年 月 日

任命権者 職 氏 名 印

(裏面)

備考

- 1 「一時差止処分を受ける者」の欄には、一時差止処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）の氏名を記入すること。
- 2 「採用年月日」及び「退職年月日」の欄には、被処分者が採用された日及び退職した日（退職手当の算定の基礎となる勤続期間の始期及び終期をいう。）を記入すること。
- 3 「勤続期間」の欄には、被処分者に係る職員の退職手当に関する条例第9条第1項に規定する退職手当の算定の基礎となる勤続期間を記入すること。
- 4 「退職時の所属」の欄には、被処分者が退職時に勤務していた所属名を記入すること。
- 5 「退職時の職名」の欄には、被処分者の退職時の職名を記入すること。
- 6 「退職時の給料月額」の欄には、被処分者の退職時の給料月額を記入すること。退職時に職員の給与に関する条例の適用を受けていた者については、同条例に基づき分類される被処分者の属する職務の給料表で決定された職務の級及び号給を併せて記入することとし、他の条例に基づいて給料が支給されていた者についても同様に、当該条例で分類された給料表の職務の級及び号給を記入すること。
- 7 「一時差止処分の理由」の欄には、次のように記入すること。
  - (1) 被処分者が逮捕されたことを理由に一時差止処分を行う場合には、「○月×日に逮捕された」、「○月×日に逮捕され、勾留中」などと記入すること。「(思料される犯罪に係る罰条： )」には、逮捕を許可された罪名を記入すること。
  - (2) 犯罪があると思料することを理由に一時差止処分を行う場合には、具体的かつ詳細に、事実を挙げて（いつ、どこで、どのようにして、何をしたというように）記入すること。「(思料される犯罪に係る罰条： )」には、可能な限り特定して（「○○罪（刑法第××条）」というように）記入することとするが、基本的事実の同一性を害しない範囲で選択的又は包括的に（「○○罪（刑法第××条）又は△罪（刑法第××条）」というように）記入しても差し支えない。
- 8 「処分発令年月日」の欄には、一時差止処分を発令した日を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

鳥取県告示第六百九十七号

輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例（平成九年十月鳥取県条例第二十一号）第三条第一項に規定する不均一課税適用申請書の様式を次のとおり定める。

平成九年十月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

（表面）  
不動産取得税の不均一課税適用申請書  
鳥取県知事 氏 名 様

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主)  
(たる事務所所在地)

氏 名

(法人にあっては、名)  
(称及び代表者の氏名)

印

輸入促進地域における不動産取得税の不均一課税に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

住所 (法人にあっては、主) (たる事務所の所在地)	
氏名 (法人にあっては、名) (称及び代表者の氏名)	
申請者の内務所等 この申請に係る担当者 の職氏名	
所在地 地名	
所在地 地名	
設置した施設 施設の種類 施設の名称	
設置した施設 所在地	
事業の用に供した日の 属する事業年度又は年	年 月 日から 年 月 日まで
種別	取 得 価 額
建物及びその附属設備	千円
構 築 物	千円
合 計	千円
当該施設の敷地の取得日	管 轄 税 務 署
年 月 日	取 得 日
当該施設の建設着手日	年 月 日

（裏面）  
備 考

- この申請書は、一の輸入促進施設ごとに、当該施設の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。  
なお、一事業所内に複数の輸入促進施設を設置する場合には、当該事業所ごと、かつ、施設の用に供した日を含む事業年度又は年の異なることに、施設の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。  
2 この申請書には、次の書類を添付してください。  
 (1) 不均一課税の適用を受けようとする不動産及び構築物の明細書 (別紙)  
 (2) 輸入促進施設全体の平面見取図 (不均一課税の対象となる資産を明示するものであること。)  
 (3) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図  
 (4) 輸入促進施設の土地及び建物の登記簿謄本 (公図の写しを含む。)  
 (5) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し  
 (6) 建築確認申請書の写し  
 (7) 輸入促進施設の建築請負契約書及びその代金領収書の写し  
 (8) 建物の引渡書の写し  
 (9) 損益計算書及び貸借対照表  
 (10) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 (法人税法施行規則別表16) 及び償却明細書の写し (個人の場合は、これらに準ずる書類)  
 (11) 地域輸入促進計画の写し  
 (12) 輸入促進施設の年次別建設計画及びそれらの実績の概要を明らかにする書類  
 (13) その他必要と認められる関係書類  
 3 「施設の種類」欄には、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第15条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第2条第2項各号に定める施設のうち該当するものを記載すること。

別 紙

不均一課税の適用を受けようとする不動産及び構築物の明細書

(1) 不均一課税の適用を受けようとする家屋の敷地

所在地番地	面積 (㎡)	取得年月日	取得価額 (千円)	取得の方法	建物の建設着手年月日	登記年月日
合 計						

(2) 建物及びその附属設備

建物等の名称	構造	用途	延床面積 (㎡)	取得年月日	取得価額 (千円)	取得の方法	耐用年数 (年)	減価償却開始年月日
合 計								

(3) 構築物

構築物の名称	数量	取得価額 (千円)	取得年月日	耐用年数 (年)	取得の方法	減価償却開始年月日
合 計						

備 考

- (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる建物及びその附属設備並びに構築物について記載すること。
- 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第十六号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「一般職員」の下に「(条例第十六条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)」を加える。

第二条の見出し中「一箇月」を「一月」に、「退職した職員」を「退職した職員等」に改め、同条第一項第一号中「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「若しくは失職し」を加え、同項第二号中「一箇月」を「一月」に改め、「退職」の下に「又は失職」を加える。

第二条の二第一項中「第十六条の四第四項」の下に「(条例第十六条の七第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第三条の三中「第十六条の五第一項」を「第十六条の七第一項」に改め、「一般職員」の下に「(条例第十六条の七第五項において準用する条例第十六条の五各号のいずれかに該当する者を除く。)」を加え、同条第一号中「二」を「いずれかに」に改め、同条を第三条の九とし、第三条の二の次に次の六条を加える。

(一時差止処分に係る在職期間)

第三条の三 条例第十六条の五及び第十六条の六(これらの規定を条例第十二条の二第二項及び第十六条の七第五項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、一般職員として在職した期間とする。

2 第三条の二第一項各号に掲げる者が引き続き一般職員となつた場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(一時差止処分の手続)

第三条の四 任命権者は、条例第十六条の六第一項(条例第十二条の二第二項及び第十六条の七第五項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめ、人事委員会に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第三条の五 条例第十六条の六第二項(条例第十二条の二第二項及び第十六条の七第五

項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、当該一時差止処分をした者に対して行わなければならない。

2 任命権者は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて人事委員会に協議しなければならない。

(不服申立て等の教示)

第三条の六 条例第十六条の六第五項(条例第十二条の二第二項及び第十六条の七第五項において準用する場合を含む。)に規定する説明書(次条において「処分説明書」という。)には、一時差止処分について、知事に対して不服申立てをすることができ旨及び不服申立期間並びに当該不服申立てをすることができる期間が経過した後に、当該一時差止処分をした者に対してその取消しの申立てをすることができ旨を記載しなければならない。

(処分説明書の写しの提出)

第三条の七 任命権者は、一時差止処分を行った場合は、処分説明書の写し一通を人事委員会に提出しなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第三条の八 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び人事委員会に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

第四条の見出し中「一箇月」を「一月」に、「退職した職員」を「退職した職員等」に改め、同条第一項中「第十六条の五第一項」を「第十六条の七第一項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「一箇月」を「一月」に改め、「退職し」の下に「若しくは失職し」を加え、「二」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「一箇月」を「一月」に改め、「退職」の下に「又は失職」を加える。

第五条中「第十六条の五第二項」を「第十六条の七第二項」に改める。

第八条第二項第二号中「第十二条の二第一号」を「第十二条の二第一項第一号」に改める。

第十条第一項中「第十二条の二第六号」を「第十二条の二第一項第六号」に改める。  
第十二条中「第十六条の五第二項」を「第十六条の七第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(調整手当に関する規則の一部改正)

2 調整手当に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十六条の五第三項」を「第十六条の七第三項」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

3 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の六」を「第十六条の八」に改める。

第二条中「第十六条の六第四項」を「第十六条の八第四項」に改める。

第三条中「第十六条の六第三項」を「第十六条の八第三項」に改める。

第四条第一号及び第二号中「第十六条の六第一項」を「第十六条の八第一項」に改める。